

七尾市創業支援補助金

市内の産業の振興、新規雇用の創出及び定住促進を図るため、起業に必要な事務所の整備費等を支援します。

補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- ・新規創業者、又は事前申込時において創業から2年を経過しない者
- ・特定創業支援等事業の支援を受ける者
- ・市内で創業する者
- ・金融機関から3年以上の長期融資を受けること
- ・石川県なりわい再建支援補助金の補助対象者ではないこと
- ・市税に滞納がないこと

補助要件

- ・5年以上事業を継続し、かつ年間200日以上営業すること
- ・七尾商工会議所もしくは能登鹿北商工会に加盟すること

補助額・補助率

対象経費	補助率	上限額
事務所等の整備費	1 / 2	100万円
事務所等及び土地の取得費	1 / 5	200万円

補助対象期間

補助事業の開始の日から事業完了の日までとし、1年を限度とする

補助対象経費

事務所等の整備費（改修・改装）、事務所等及び土地の取得費

※着手済みの経費も適正と認められる場合は、令和7年4月1日まで遡及適用

※申請方法等、事業の流れについては裏面を参照

■申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 ☎926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP
QRコード



■ 事業の流れ

＜申請者＞ 事前申込み

七尾市創業支援事業補助金事前申込書（様式第1号）と次の書類を提出

- (1) 創業事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書（様式第4号）
- (4) 事業を実施する場所の位置図及び事務所等の所在が確認できる書類
（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）
- (5) 七尾市税に未納が無い証明（様式第5号）
- (6) 補助対象経費の内訳を説明する書類（契約書、見積書等）

＜市＞ 審査後、補助事業採択決定通知書発行

＜申請者＞ 事業完了後、交付申請及び実績報告書提出

七尾市創業支援事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第8号）と次の書類を提出

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 創業等報告書（様式第10号）
- (3) 補助金収支決算書（様式第11号）
- (4) 補助対象経費明細表（様式第12号）及び事業に係る経費の支払
を証明する書類
- (5) 事業により整備した事務所等が確認できる写真
- (6) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（個人事業主に限る。）
- (7) 設立した法人の定款の写し及び登記簿謄本の写し
- (8) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (9) 所得税法第229条に規定する開業等の届出の写し（個人事業主に限る。）
- (10) 国、県その他の機関から補助金の交付を受けている場合は、その補助内容及び
補助金額が確認できる書類の写し
- (11) 金銭消費貸借契約書の写し
- (12) 特定創業支援等事業を受けたことが確認できる書類

＜市＞ 審査後、交付決定兼交付額確定通知書発行

＜申請者＞ 補助金請求書提出

七尾市創業支援事業補助金請求書（様式第14号）を提出

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp